

中国語海外印刷オプションライセンス約款

ダイナコムウェア(以下「弊社」といいます)は、中国語海外印刷オプションライセンス約款(以下「本約款」といいます)の期間中に限り、中国語海外印刷オプション(以下「本オプション」といいます)のライセンス認証を受けた法人または個人(以下「お客様」といいます)に対し、DynaSmart/DynaSmart Plus/DynaSmart Vライセンス約款(以下「原約款」といいます)で提供するフォントを、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。本約款は、弊社が提供する原約款の本製品に適用されるものとします。

なお、本約款と原約款の定めが異なる場合には、本約款の定めが優先されるものとします。

第1条 目的

1. 本約款は原約款を締結している事を前提としています。本約款単体での契約は出来ません。
2. 本約款では原約款にて許諾されていない一部の内容について許諾しています。原約款で禁止している事項にて本約款で許諾している場合、本約款が優先されます。
3. 本約款の許諾範囲内か否かについて判断が難しい場合は、弊社までお問い合わせください。

第2条 本約款のライセンス範囲

1. 対象となる制作物
印刷物(広告、カタログ、チラシ、DM、ステッカー、商品パッケージ、ノベルティグッズ、看板、のぼり、ポスター、パネル、印鑑、スタンプ、表札、印刷物に値する各種PDFなど)
2. 拡張される使用方法
お客様は、本製品に収録されている中国語書体を日本国外で印刷する際に使用することが出来ます。

第3条 著作権

原約款で提供されるフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべてDynaComwareTaiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

第4条 有効期間

本約款は原約款に対するオプションの為、有効期間は原約款の期間満了に準じます。ただし、原約款期間満了前に本約款を終了された場合は、この限りではありません。

第5条 遵守事項

お客様が本約款または原約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

第6条 一般条項

本約款は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

第7条 その他

1. 本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法548条の4に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
2. 本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

第8条 (準拠法および合意管轄)

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行 2022年4月21日